

## 文化創造の芽育成事業 募集要項

公益財団法人群馬県教育文化事業団では、県内で音楽、演劇、舞踊等の文化活動を行っている皆様を支援するため、文化創造の芽育成事業の公演企画を次のとおり募集します。

### 1. 募集公演数

2公演（応募は1団体につき1公演までとします。）

### 2. 募集期間

令和4年8月2日（火）～令和4年8月31日（水）

### 3. 募集対象団体

次の全てに該当する団体又は個人とします。

- (1) 県内に活動の拠点を有していること。
- (2) 県内において、音楽、演劇、舞踊等の分野で幅広く文化活動を行っていること。
- (3) 県内において、公演の実績があること。
- (4) 前年度、本事業の支援対象となっていないこと。

### 4. 募集対象公演

次の全てに該当する公演とします。

- (1) 県内で行われる音楽、演劇、舞踊等の公演であること。
- (2) 広く県民を対象としていること。
- (3) 開催日数については、1日又は連続した日程であること。
- (4) 営利を目的とせず、本県文化の振興と活性化に資すること。
- (5) 特定の宗教、思想等の宣伝を目的としたものでないこと。
- (6) いわゆる音楽教室、部活動、サークル等の発表会と認められるものでないこと。

### 5. 募集対象期間

令和4年10月1日（土）～令和5年1月31日（火）の間に実施される公演

### 6. 支援の内容

- (1) 公演の実施に必要な経費の2/3以内（補助上限額の範囲内）を実施団体に対し負担する。  
（指定口座に振り込む）
- (2) 補助上限額は10万円とする。
- (3) 事業団ホームページ、文化通信等で公演の広報を行う。

## 7. 支援対象経費

施設使用料（附属設備含む）、出演料、委託料、印刷製本費、広告費、賃借料、消耗品費、通信運搬費、当日の講師・スタッフ・出演者の弁当等に係る経費等

## 8. 選定基準

次の事項を考慮することとします。

- (1) 「3. 支援対象団体」及び「4. 支援対象公演」の要件を満たしていること。
- (2) 公演の内容や団体の規模から、支援の必要性があること。

## 9. 公演実施上の留意点

- (1) 軽易な変更を除き、公演内容の変更は事前に協議してください。
- (2) 公演日に連続する日程の仕込みやリハーサルの日程は支援の対象となりますが、公演日に連続しない日程で行われるリハーサルは支援対象となりません。
- (3) 入場料の設定は任意ですが、多くの県民が鑑賞できるよう配慮してください。
- (4) 広報印刷物に、必ず、次の事項を表示してください。  
事業名として「（公財）群馬県教育文化事業団 文化創造の芽育成事業」
- (5) 公演終了後30日以内に次の書類を提出してください。
  - ア. 文化創造の芽育成事業実績報告書（様式第2号）
  - イ. 事業実施に要した各経費の支出状況を証明する書類（領収書の写し等）
  - ウ. 事業実施にあたり契約等を行った場合は契約書の写し
  - エ. 作成した印刷物（チラシなど）
  - オ. 来場者アンケート結果が分かるもの。
  - カ. 活動の状況を表す資料（写真や新聞報道の写し）
  - キ. 口座振替依頼書（様式第3号）

## 10. 募集手続き

### (1) 募集方法

申込用紙（様式第1号）を下記に郵送（必着）により提出してください。提出書類に基づき選定を行います。

### (2) 結果通知

申込者全員に文書で通知します。

### (3) 申込先

〒371-0801 前橋市文京町2-20-22

公益財団法人群馬県教育文化事業団 事業支援課

### (4) 問い合わせ先

電話 027-243-7200 FAX 027-221-4082

メール backup@gunmabunkazigyodan.or.jp